

栃木市保育所等整備基本方針



令和2年3月

栃 木 市

目 次

第1章	方針策定にあたって	1
1	方針策定の目的	
2	方針の位置づけ	
3	方針の期間	
第2章	前計画の考察	4
1	これまでの取組状況	
2	整備実績	
第3章	栃木市の保育の状況	6
1	児童人口の推移	
2	保育申込みの推移	
3	保育利用者数の推移	
4	保育所等の状況	
5	保育サービスの状況	
第4章	課題と保育所等整備の基本的な考え方	16
1	課題	
2	保育所等整備の基本的な考え方	
第5章	公立保育所等と民間保育所等の役割	20
1	行政及び公立保育所等の役割	
2	民間保育所等の役割	
3	公立保育所等の民営化への考え方	
第6章	保育所等整備方針・整備計画	21
1	整備の方向性	
2	目標値の設定	
3	修繕計画（長寿命化）の設定	
4	保育所等整備方針	



第1章 方針策定にあたって

1 方針策定の目的

本市は、平成22年3月の1市3町（旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町）による合併、平成23年10月の旧西方町との合併及び平成26年4月の旧岩舟町との合併により、新しい栃木市が誕生し、新たなまちづくりがスタートしています。

近年、本市においても少子化が進んでいますが、その一方で、核家族・共働き世帯・ひとり親家庭の増加等社会環境の変化により保育ニーズが増加するとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も多種多様化しています。

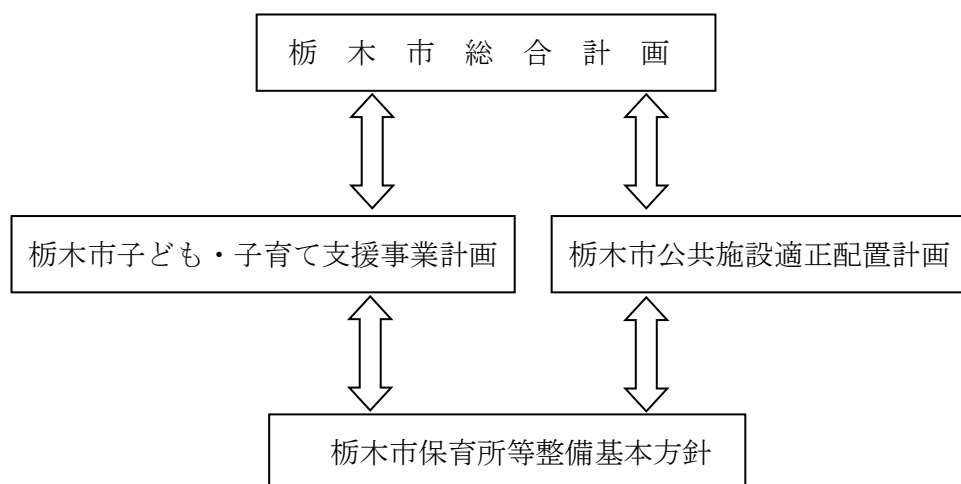
そのような社会情勢の中、施設整備の面では、「栃木市次世代育成支援対策行動計画〔平成22年度～平成26年度〕における保育所関係部分の施策を具現化するための計画」として、平成25年3月に「栃木市保育所整備基本計画」を策定し、保育定員の増加を主な目的とした施設整備を実施することといたしました。

また、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて、本市のすべての子どもたちが健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援に関する施策や事業を計画的に推進するため、「栃木市子ども・子育て支援事業計画」（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）を平成27年3月に策定しました。

今回は、この子ども・子育て支援事業計画及び市保育所整備基本計画の計画期間が令和2年3月をもって満了することから、第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期計画」という。）の策定に合わせ、同計画の保育の量の見込みや確保の方策に基づいた保育所整備等の推進を図るため、「栃木市保育所等※1整備基本方針」を策定するものです。

2 方針の位置づけ

本方針は、「栃木市総合計画」を上位計画とした、「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえるとともに、「栃木市公共施設適正配置計画」との整合性を図りながら、子ども・子育て支援事業計画の保育所関係部分の施策を具現化するための方針として位置づけます。



※1 本方針において「保育所等」とは、保育所、認定こども園及び小規模保育施設を指します。

【栃木市総合計画基本構想との整合】

1 栃木市の将来像

(3) 3つの姿

① 市民生活の姿

栃木市に暮らす人の誰もが、生活のライフステージに応じた、平等なサービスを享受することのできる環境の実現を目指します。

1 誕生・幼年期

■子育て家庭への支援

すべての子育て家庭が、ゆとりを持ちながら安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減や、子育ての悩み・不安を解消する相談体制の充実、親子同士の交流の場づくりなど、多面的な支援の充実を図ります。

■保育サービスや幼児教育の充実

子どもの保育や教育に対するニーズの多様化を踏まえ、保育所や幼稚園に通わせやすい安全で安心な環境づくりや、認定こども園の設置など保育・幼児教育を提供する場の充実を目指します。

【栃木市総合計画後期基本計画との整合】

基本方針Ⅳ 健康で生きがいを持てるまちづくり

基本施策2 総合的な福祉の構築

単位施策4 子育て環境の充実

安心して子どもを産み育てられる環境の充実に向け、「市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育需要を踏まえた適切な施設の設置、市民ニーズに応える子育て支援環境の整備、学童保育事業の推進、子育てに係る経済的負担の軽減等を図ります。

〔単位施策の実現に関する指標〕

指標名	単位	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
○学童保育利用者数	人	2,053	2,100
○市内保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育施設等）の保育に係る利用定員	人	2,970	3,111
○子育て応援企業登録事業者数	社	64	80
○児童館・子どもの遊び場利用者数	人	97,867	266,000

〔主要事業〕

- ◎ 学童保育事業
- ◎ 保育所・認定こども園等施設整備事業
- ◎ 地域子育て支援センター事業

【第二期計画との整合】

本基本方針 第6章 2 目標値の設定（21ページ）において整理しています。

【栃木市公共施設適正配置計画との整合】

第2章 用途別縮減方針及び縮減目標

2. 用途別施設縮減目標

（6）子育て支援施設

① 施設縮減への取り組み方針

- i 保育所整備に関する基本計画を策定し、それに基づき、子ども・子育て支援新制度による民間施設の意向を踏まえながら、効果的な施設の統廃合や民営化を進める。
- ii 保育所の統合で新たに施設整備が必要になる場合は、周辺の既存公共施設を有効活用する。

3 方針の期間

本方針の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

なお、国の制度改正等の動向や今後の保育ニーズを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



第2章 前計画の考察

1 これまでの取組状況

本市では、老朽化した公立保育所の計画的な整備や民間活力の導入等について、平成24年度から平成28年度までの5か年間を期間とした栃木市保育所整備基本計画を策定しました。これに基づき、市内公立保育所の統合再編や小規模保育事業者の公募等を行い、保育枠の確保や多様な保育ニーズに対応してまいりました。なお、計画の期間については、前計画で位置付けられていた、いりふね保育園とそのべ保育園の統合整備の期間が延長されたこと、子ども・子育て支援事業計画の次期計画が令和2年度から始まることから、令和元年度までの3年間延長しました。

2 整備実績

(平成24年度～平成26年度)

内容	基本方針	整備目標	整備結果
赤麻保育園 部屋保育園 藤岡保育園 三鴨保育園 の統合	(1)4園の統合 (2)場所は、既存の保育所の敷地も含め検討し、子どもの安全が確保できる場所を選定します。 (3)公設公営 (4)定員110名 (5)小人数クラス編成	早期の開設を目指し、平成24年度より地元説明を行う。 【目標】 平成27年 4月1日開設	平成28年4月 藤岡は一とらんど 保育園開園 公設公営 定員：110人
ぬまわだ保育園 大平東保育園 の統合	(1)2園の統合 (2)場所は栃木駅南部 (3)民営化 ・医療との連携 ・病児・病後児保育の実施 ・0歳児保育(2か月から)の実施 (4)定員 110名 (5)小人数クラス編成	平成25年度中に公募が実施できるよう準備を進める。 【目標】 平成27年 4月1日開設	平成27年4月 フォレストキッズ 保育園開園 民設民営 定員：110人
新設保育所2 (認定こども園) の募集	(1)平成24年度中に幼稚園事業者への、「認定こども園」の設置希望調査 (2)調査に基づき募集の方法について検討 (3)第1期計画では2～3園の設置を想定(約100名)	現状等を踏まえ、25年度中に募集ができる体制を整える。 【目標】 事業者が設定するスケジュールに基づき設置 26年度中の開設を想定	1園が認定こども園へ移行 平成26年4月現在 私立幼稚園 15園 私立認定こども園 1園

(平成 27 年度～令和元年度)

内容	基本方針	整備目標	整備結果
いりふね保育園 そのべ保育園 の統合	(1)旧栃木中央小の建物、敷地を活用 (2)公設公営 (3)定員 110 名 (4)小人数クラス編成	旧栃木中央小の利活用検討を踏まえながら、早期の開設を目指す。 【目標】 平成 28 年 4 月 1 日開設	平成 30 年 4 月 くらのまち保育園 開園 公設公営 定員：110 人
新設保育所 1 の設置	・栃木地域北部から都賀地域の範囲内に公募による民間保育所の新設 (1)延長保育、休日保育、夜間保育の実施 (2)定員 110 名 (3)地域間バランスと今後の需要を踏まえた保育所の新設	平成 26 年度中に公募が実施できるよう準備を進める。 【目標】 平成 28 年 4 月 1 日開設	小規模保育施設が平成 27 年度に 1 園設置され、同年度中に小規模保育施設を公募し、平成 28 年度に 3 施設開園
新設保育所 2 (認定こども園) の募集	(1)幼稚園事業者の、「認定こども園」の設置希望を第 1 期計画に引き続き調査 (2)調査に基づき募集の方法について検討 (3)第 2 期計画では 1～2 園の設置を想定(約 70 名)	第 1 期計画における認定こども園の設置状況を踏まえた募集体制を整える。 【目標】 事業者が設定するスケジュールを参考に、第 1 期計画における認定こども園の設置状況を踏まえ設置していく。	平成 30 年 4 月現在 私立幼稚園 0 園 私立認定こども園 17 園 平成 30 年度より全ての幼稚園が認定こども園へ移行

整備による保育利用定員の推移

単位：人

	2 号 (3～5 歳児)		3 号 (0 歳児)		3 号 (1, 2 歳児)		計	平成 27 年度 との比較
	公立	私立	公立	私立	公立	私立		
平成 27 年度	671	826	56	81	334	450	2, 418	—
平成 28 年度	665	1, 041	61	128	340	641	2, 876	458
平成 29 年度	665	1, 079	61	127	340	698	2, 970	552
平成 30 年度	649	1, 214	72	143	338	756	3, 172	754
平成 31 年度	663	1, 276	72	143	338	763	3, 255	837

※各年 4 月 1 日現在

第3章 栃木市の保育の状況

1 児童人口の推移

全国的な少子化傾向と同様に、本市の児童人口も減少傾向にあります。平成25年から平成31年までの間で638人減少しています。

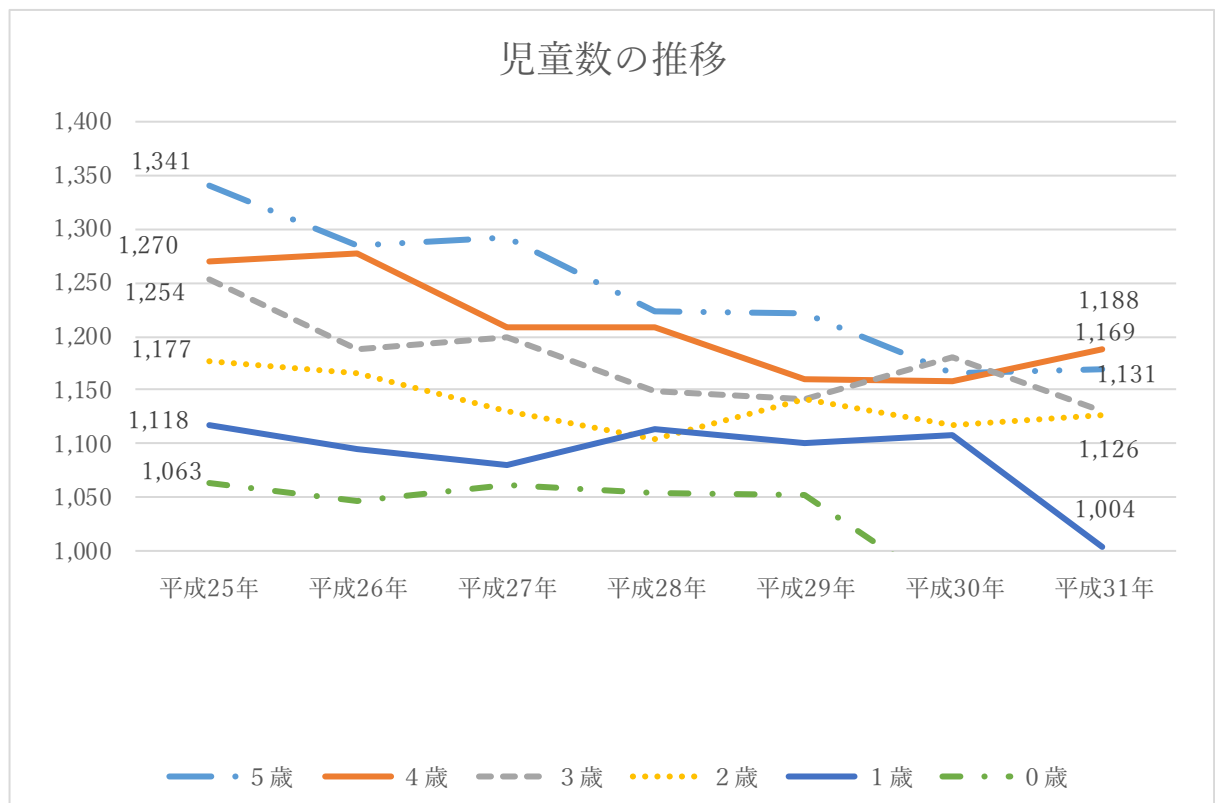
また、本方針期間内である令和2年から令和6年までに412人程度児童が減少すると推計しています。

○就学前児童数の推移

単位：人

年齢	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	1,063	1,047	1,062	1,053	1,051	959	967
1歳	1,118	1,095	1,080	1,113	1,100	1,108	1,004
2歳	1,177	1,166	1,130	1,105	1,141	1,118	1,126
3歳	1,254	1,188	1,200	1,149	1,142	1,181	1,131
4歳	1,270	1,277	1,209	1,209	1,160	1,159	1,188
5歳	1,341	1,285	1,293	1,224	1,221	1,166	1,169
合計	7,223	7,058	6,974	6,853	6,815	6,691	6,585

※住民基本台帳より（各年4月1日現在）

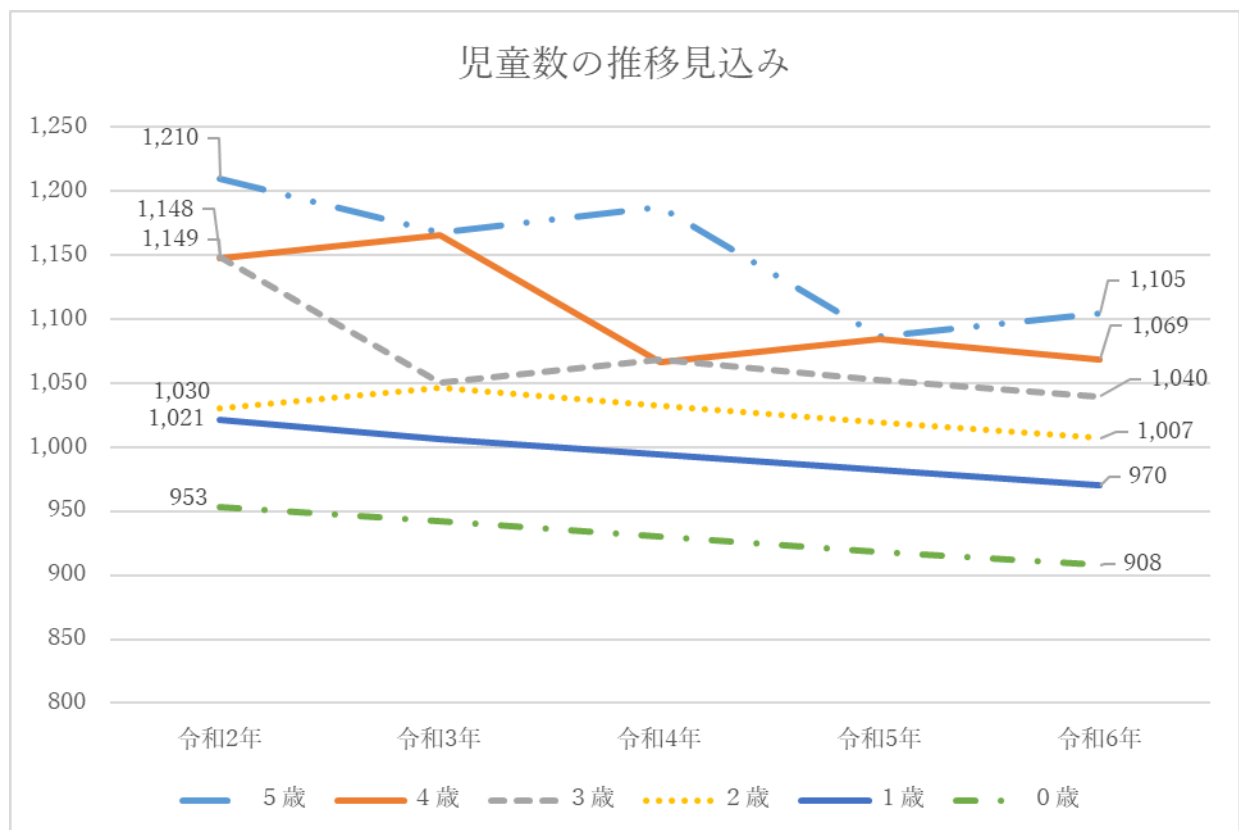


○今後の就学前児童数の推移見込み

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	953	942	930	918	908
1歳	1,021	1,006	994	982	970
2歳	1,030	1,047	1,032	1,019	1,007
3歳	1,149	1,051	1,069	1,053	1,040
4歳	1,148	1,166	1,067	1,085	1,069
5歳	1,210	1,168	1,188	1,087	1,105
合計	6,511	6,380	6,280	6,144	6,099

※第二期計画より（各年4月1日現在）



2 保育申込みの推移

児童人口が減少している一方で、核家族・共働き世帯・ひとり親家庭の増加等により保育ニーズが増加しています。特に平成27年度から就労時間の引下げなどの保育要件緩和により申込児童数が増加しています。

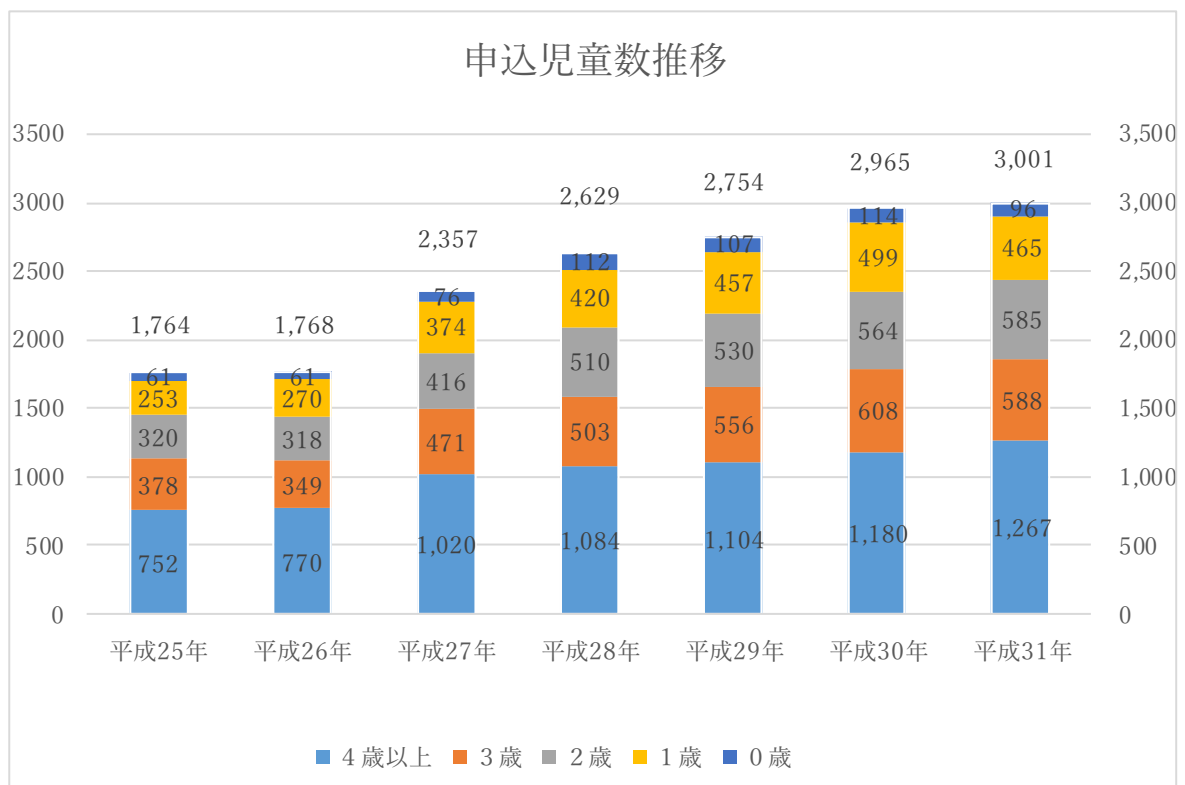
今後においても、幼児教育・保育無償化の影響が不透明なものの、微増傾向が進むと見込み、本方針期間内である令和2年から令和6年までに71人程度、申込児童が増加すると推計しています。

○保育の申込児童数の推移

単位：人

年齢	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	61	61	76	112	107	114	96
1歳	253	270	374	420	457	499	465
2歳	320	318	416	510	530	564	585
3歳	378	349	471	503	556	608	588
4歳以上	752	770	1,020	1,084	1,104	1,180	1,267
合計	1,764	1,768	2,357	2,629	2,754	2,965	3,001

※保育所等利用待機児童数調査より（各年4月1日現在）

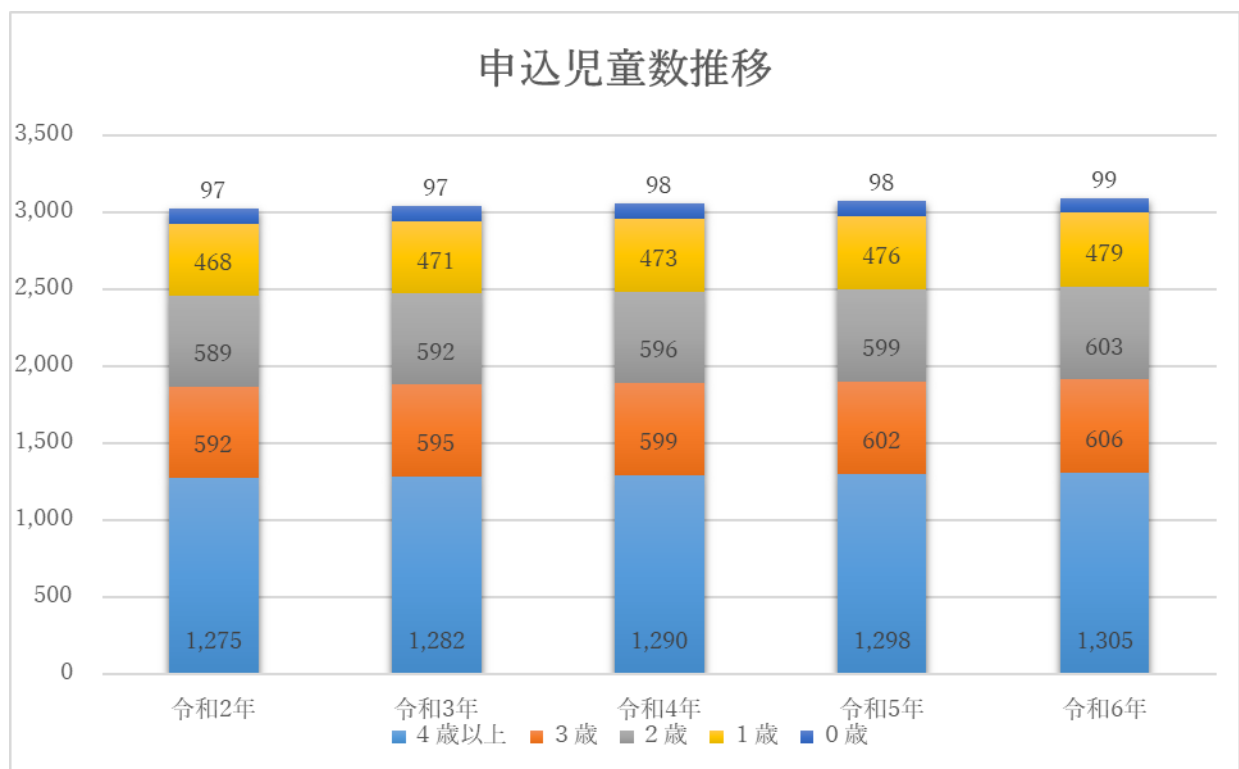


○今後の申込児童数の推移見込み

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	97	97	98	98	99
1歳	468	471	473	476	479
2歳	589	592	596	599	603
3歳	592	595	599	602	606
4歳以上	1,275	1,282	1,290	1,298	1,305
合計	3,021	3,037	3,056	3,073	3,092

※申込児童数（平成30年－平成31年比較）の増加率1.2%から、その1/2の0.6%で積算（各年4月1日現在）



3 保育利用者数の推移

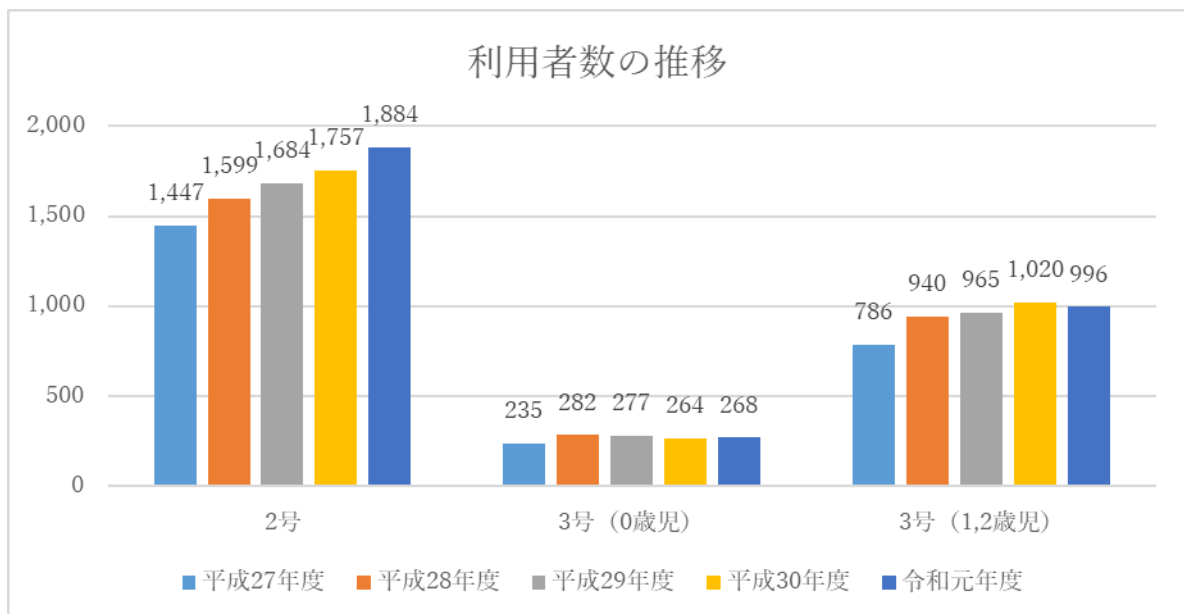
2号認定及び3号認定子どもすべてについて利用定員数の増加は進みましたが、0～2歳児は入所率が100%を超えています。今後もさらなる利用定員の確保を図ります。

また、本方針期間内である令和2年から令和6年までにおいては、令和3年にピークとなり、その後は飽和状態となると推計しています。

○保育所等利用者数の推移

単位：人

		2号（3～5歳児）	3号（0歳児）	3号（1,2歳児）	計
平成27年度	利用定員	1,497	137	784	2,418
	利用者数	1,447	235	786	2,468
	入所率	96.7%	171.5%	100.3%	102.1%
平成28年度	利用定員	1,706	189	981	2,876
	利用者数	1,599	282	940	2,821
	入所率	93.7%	149.2%	95.8%	98.1%
平成29年度	利用定員	1,744	188	1,038	2,970
	利用者数	1,684	277	965	2,926
	入所率	96.6%	147.3%	93.0%	98.5%
平成30年度	利用定員	1,863	215	1,094	3,172
	利用者数	1,757	264	1,020	3,041
	入所率	94.3%	122.8%	93.2%	95.9%
令和元年度	利用定員	1,939	215	1,101	3,255
	利用者数	1,884	268	996	3,148
	入所率	97.2%	124.7%	90.5%	96.7%



※利用定員は、4月1日時点で受入れることができる人数であり、利用者数は、年度末の数字となります。

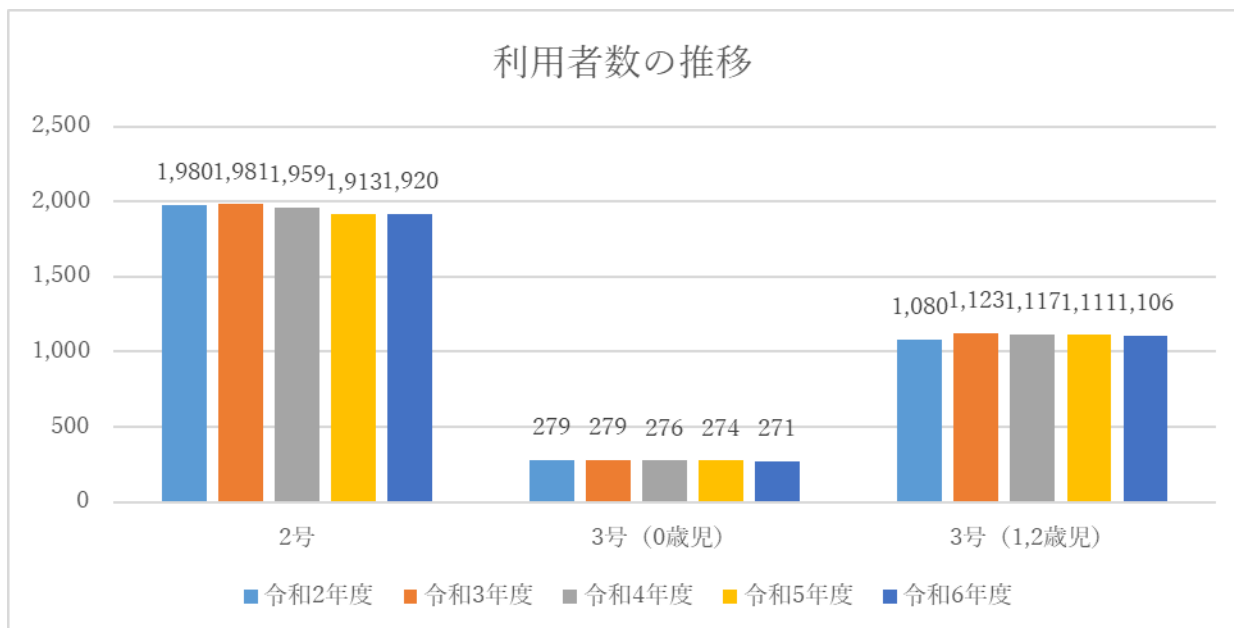
※利用定員の範囲内での受け入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れる場合もあります。しかし、各年度の平均入所率が120%以上の状態が5年以上続く保育所等は、利用定員を見直さなければなりません。

○保育所等利用定員及び利用者数の推移見込み

単位：人

		2号（3～5歳児）	3号（0歳児）	3号（1,2歳児）	計
令和2年度	利用定員	2,001	287	1,115	3,403
	利用者数	1,980	279	1,080	3,339
	入所率	99.0%	97.2%	96.9%	98.1%
令和3年度	利用定員	2,025	304	1,126	3,455
	利用者数	1,981	279	1,123	3,383
	入所率	97.8%	91.8%	99.7%	97.9%
令和4年度	利用定員	2,040	304	1,134	3,478
	利用者数	1,959	276	1,117	3,352
	入所率	96.0%	90.8%	98.5%	96.4%
令和5年度	利用定員	2,050	307	1,134	3,491
	利用者数	1,913	274	1,111	3,298
	入所率	93.3%	89.3%	98.0%	94.5%
令和6年度	利用定員	2,046	307	1,134	3,487
	利用者数	1,920	271	1,106	3,297
	入所率	93.8%	88.3%	97.5%	94.6%

※第二期計画より



支給認定：幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する際に、認定を受ける必要があります。子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定までに分けられます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

4 保育所等の状況

栃木市には、保育所が公立10施設、私立6施設、認定こども園が公立1施設、私立17施設、小規模保育施設が私立4施設あり、私立の施設が全体の約7割となっている状況にあります。

平成30年4月に幼稚園4園が認定こども園へ移行したため、本市に所在する全ての幼稚園が認定こども園となりました。

(1) 公立保育所等の状況

栃木地域

- ・いまいずみ保育園は、入園希望者が比較的多い施設です。耐震調査の結果、耐震性ありとの診断が出ていますが、建築後38年が経過しており、修繕などの維持補修に費用がかかっています。また、敷地は借地であり、駐車場も不足していて、保護者の送迎時はとても混雑しています。
- ・くらのまち保育園は、前計画に基づき、いりふね保育園とそのべ保育園を統合し、平成30年4月に開園した市内で最も新しい保育所です。
- ・おおつか保育園は、建築後52年が経過しており老朽化も進んでいますが、平成23年度に耐震補強工事を実施するとともに、改修工事、調理室の拡張工事が実施されました。また、敷地は借地であり、駐車場も不足し、出入り口が狭隘なため注意が必要です。
- ・はこのもり保育園は、建築後19年が経過していますが、入園希望者が多い施設です。複合施設として整備されていることから、保護者の送迎時には、安全性の確保が必要です。



いまいずみ保育園



くらのまち保育園



おおつか保育園



はこのもり保育園

大平地域

- ・大平西保育園は、平成21年に県内初の本造2階建の保育所として整備され、建築後10年が経過しています。2階に保育室が配置されていることもあり、緊急時における避難の際に配慮が必要となります。
- ・大平南第1保育園は、児童館と支援センターに隣接した施設です。建築後25年が経過した鉄筋コンクリート造の施設ですが、敷地は狭く、定員は45名となっています。南側は宅地開発が進み、東側は農地となっています。
- ・大平南第2保育園は、建築後42年が経過しており老朽化が進んでいます。また、敷地は、永野川沿いに位置し、警報発令があると避難する必要があるため、前計画より早急な対応が求められています。定員も40名と少なく、年齢別保育が困難です。



大平西保育園



大平南第1保育園



大平南第2保育園

藤岡地域

藤岡は一とらんど保育園は、前計画に基づき、三鴨保育園、赤麻保育園、部屋保育園、藤岡保育園の4園を統合し、平成28年4月に開園しました。



都賀地域

都賀よつば保育園は、合戦場保育所、家中保育所、富張保育所、大柿保育所の4園を統合し平成13年4月に開園しました。周辺には公共施設と田畑が広がり、園の敷地も広い保育所です。



西方地域

認定西方なかよしこども園は、西方幼稚園と金崎保育所、第二保育所の3施設を統合し、平成12年4月に開園しました。幼稚園と保育所の連携を図り、0歳児の乳幼児保育から3歳児より始まる幼児教育へと緩やかに進展する「幼・保の一体的な運営」を経営の基本理念としています。平成19年4月から幼保連携型の認定こども園として、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育・保育を一体的に行っている施設です。また、敷地の一部は借地となっています。



岩舟地域

いわふね保育園は、静和保育園、岩舟保育園、小野寺北保育園の3園を統合し、平成24年4月に開園しました。駐車場は岩舟総合支所などと共用しているため、保護者の送迎時には注意が必要です。



(2) 私立保育所等の状況

栃木市内における私立保育所等の数は、平成27年度には幼稚園が13園、保育所が8園、認定こども園が5園という状況でした。その後、保育ニーズの高まりを受け幼稚園の認定こども園への移行を推進した結果、全ての幼稚園が認定こども園へ移行し、現在、保育所が6園、認定こども園が17園、小規模保育施設が4園となっており、前計画期間中に保育枠が825人分確保されました。

5 保育サービスの状況

各施設で延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児保育、障がい児保育、低年齢児保育などの特別保育を実施し、多様な保育ニーズに対応しています。

《公立保育所、認定こども園現況》

番号	地域	園名	建設年度	経過年数	構造階数	総床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	備考
1	栃木	いまいずみ保育園	S55	39年	鉄骨造 平屋建て	695.79	2,161.98	借地
2		くらのまち保育園	H29	2年	鉄骨造 平屋建て	1,601.07	5,323.17	
3		おおつか保育園	S41	53年	木造モルタル造 平屋建て	346.63	3,540.00	借地
4		はこのもり保育園	H12	19年	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建て (複合)	1,183.78	5,773.59	
5	大平	大平西保育園	H20	11年	木造 2階建て	988.85	1,766.87	
6		大平南第1保育園	H5	26年	鉄筋コンクリート造 平屋建て	374.52	2,616.00	
7		大平南第2保育園	S51	43年	木造 平屋建て	338.14	1,747.95	
8	藤岡	藤岡はーとらんど保育園	H27	4年	鉄骨造 平屋建て	1,379.62	4,410.50	
9	都賀	都賀よつば保育園	H13	18年	鉄骨造 平屋建て	1,475.17	6,305.91	
10	西方	認定西方なかよしこども園	H11	20年	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て	1,549.25	7,169.58	一部借地 (3,376.58 m ²)
11	岩舟	いわふね保育園	H23	8年	木造 2階建て	1,466.65	3,218.50	

第4章 課題と保育所等整備の基本的な考え方

1 課題

(1) 前計画からの課題

前計画では、公立保育所の統合再編及び私立幼稚園の認定こども園への移行・小規模保育施設の開設等による保育枠の拡大を中心としており、公立保育所の統合は藤岡地域の4園を1園とし、栃木地域の2園は1園に統合しました。また、栃木・大平地域にあった2園は統合民営化し、病児保育に対応する保育所としました。また、0～2歳児保育の需要を見込みその年齢に特化した保育を実施する小規模保育施設が新たに4施設開設しました。

しかし、0～2歳児においては、入園を希望する児童が多く待機児童が発生している状況です。また、大平南第2保育園につきましては、前計画で「当面現状維持」とはされていたものの将来的な統合を検討することと位置付けておりましたが、統合には至りませんでした。

(2) 公立保育所等の老朽化と長寿命化への対応

建築後30年を超える公立保育所が栃木地域で2園、大平地域で1園あり、老朽化が進んでいます。これらの施設においては、安全な保育や多様な保育ニーズへの対応が難しくなっている施設もあり、その対応が求められています。

なお、公立保育所等整備への国等の補助がないため、公立保育所等を整備するには市の財政状況を踏まえた検討が必要です。

また、今ある施設を末長く使用していくため、各施設に求められる性能が確保できる状態を維持できるよう修繕改修周期を設定していくことが必要です。

(3) 公・民の役割分担と民間保育所等の指導監督の実施

複雑多様化する市民の保育ニーズに対応するために、市民が選択できる保育体制を整えるために、公・民、それぞれの特長を生かした役割分担を行い、保育環境を整備することが必要です。公立保育所等の民営化を進めていく上では、引き続き、市の指導監督を確実に実施していく必要があります。

(4) 保育ニーズへの対応

保育需要は依然として高く、第二期計画における今後の人口推計とアンケート調査から計算した推計保育ニーズ量では、令和6年度のニーズ量は3,297人となっており、現在の保育定員を42名上回ることになります。

しかし、最近の社会状況の変化に伴い0歳児保育の入所希望数が増加しているため、いくつかの公立保育所では施設上の理由から0歳児保育が実施できず、定員に満たない園があるにもかかわらず、0歳児保育の待機児童がいる状況にあります。

また、少子化や核家族化の進行により、ライフスタイルや就労形態が多様化しており、それに合わせて、休日保育や延長保育の更なる時間延長などの保育ニーズも多様化しています。これらの保育ニーズに的確に対応していく必要があります。

2 保育所等整備の基本的な考え方

平成28年2月に策定された「公共施設あり方ガイドライン」、平成29年3月に策定された「栃木市公共施設適正配置計画」に基づき、現状や課題を踏まえて、今後の保育所等整備に対する基本的な考え方を整理します。

(1) 老朽化している公立保育所等の整備

子どもたちの安全性の確保、地域間のバランス、保育のニーズ、更には財政的な視点などから、必要な公立保育所等の整備の在り方を市内の民間保育所の設置者等と協議をしながら検討していきます。なお、国の子育て安心プランにおいて女性の就業率80%に対応することとされ、保育児童数の増加が考えられますが、少子化による児童人口の減少が進行することが見込まれていることから、原則、施設整備による保育枠の拡大を行わないこととします。



(2) 公立保育所等の修繕等による長寿命化の実施方針

今後も現状箇所で運営していく保育所等については、修繕・改修周期を設定し計画的な維持修繕等を行いながら長寿命化を図り、長期的に安心・安全な保育サービスを提供できるように努めていきます。

①施設点検の実施

用途や一定以上の規模の建築物について、建築基準法第12条では、建築物の敷地・構造・仕上げ及び建築設備について3年ごとに状況・安全性を点検することが義務付けられております。また、消防用設備点検や遊具施設点検なども行い施設の安全確保に努めます。

なお、点検の結果、支障がある場合は速やかに必要な措置を施します。

②修繕・改修周期の設定

建築物は、経年により劣化する一方で、多様性・バリアフリー・省エネなどの社会的要求水準は年々高まります。そこで、次の表1、表2に掲げる目標耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」から引用）を参酌し、修繕・改修周期を設定し、適宜修繕を行い、建築物の性能を確保していきます。

表1 建築物の全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	構造 種別	鉄筋コンクリート造 鉄骨・鉄筋コンクリート造		鉄 骨 造			ブロック造 レンガ造	木 造
		高 品 質 の 場 合	普 通 の 品 質 の 場 合	重 量 鉄 骨		軽 量 鉄 骨		
				高 品 質 の 場 合	普 通 の 品 質 の 場 合			
学校 官庁		Y。100以上	Y。60以上	Y。100以上	Y。60以上	Y。40以上	Y。60以上	Y。60以上
住宅 事務所 病院		Y。100以上	Y。60以上	Y。100以上	Y。60以上	Y。40以上	Y。60以上	Y。40以上
店舗 旅館 ホテル		Y。100以上	Y。60以上	Y。100以上	Y。60以上	Y。40以上	Y。60以上	Y。40以上
工場		Y。40以上	Y。25以上	Y。40以上	Y。25以上	Y。25以上	Y。25以上	Y。25以上

表2 目標耐用年数の級の区分の例

目標耐用年数 級	代表値	範囲	下限値
Y. 150	150年	120～200年	120年
Y. 100	100年	80～120年	80年
Y. 60	60年	50～80年	50年
Y. 40	40年	30～50年	30年
Y. 25	25年	20～30年	20年
Y. 15	15年	12～20年	12年
Y. 10	10年	8～12年	8年
Y. 6	6年	5～8年	5年
Y. 3	3年	2～5年	2年

（３）民間活力の活用

民間事業者の意欲と保育の質を確保・維持ができる能力を持った保育施設運営は、市民の選択肢を広げる上で、また、市の財政面からも有効であると思われますので、公平性・透明性を確保しつつ、高い能力を持つ事業者を選定できる仕組みを構築した上で、民間参入を進めていきます。

その方法として公立保育所等の民営化や私立幼稚園の認定こども園への移行が考えられます。公立保育所等の民営化については、前計画において実績があり、私立幼稚園の認定こども園への移行については、平成２７年からスタートした新しい子ども子育て支援制度において改正拡充されたことを受け、市としても認定こども園への移行を積極的に進めてきた結果、平成３０年度までに市内にある全ての私立幼稚園が認定こども園へ移行し、保育枠が拡大しました。

将来的な保育枠については、女性就業率上昇に伴う保育ニーズの増加及び少子化による保育ニーズの減少など様々な情勢の変化により影響されることから、民間保育所等の柔軟かつ積極的な保育枠の拡大により対応していくことを基本とします。また、公立保育所等における特別支援保育の充実を図るため、公立保育所の定員枠についても民間活力の活用を進めます。

（４）多様化する市民ニーズへの対応

療育支援、延長保育、一時預かり保育、休日保育及び病児・病後児保育などの多様な保育ニーズに、民間保育所等と連携を図りながら対応します。

※認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、認定基準（①就学前の子どもに幼児教育、保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能）を満たす施設で、知事から「認定こども園」の認定を受けたもの。

第5章 公立保育所等と民間保育所等の役割

公立保育所等は、民間が運営する保育所等に比べ、利用者のニーズに迅速に対応できない面もありますが、本市の福祉理念に基づき、児童福祉施設として他の行政機関との連携により、障がい児や家庭的に支援を要する児童などへの対応をよりの確に行うことができます。

一方、民間保育所等は、柔軟な人的、物的資源を取り入れ、一時保育や病児保育、休日保育など様々な特別保育を実施しており、多様な保育ニーズに対応することができます。

公立、民間保育所等の特徴を踏まえた上で、それぞれの特色を生かした通常保育を実施するとともに、それ以外の保育サービスについてはそれぞれの役割の下、連携を図ります。

また、民間保育所等に対して適切な指導監査等を実施し、質の高い保育の維持・確保に努めていきます。

1 行政及び公立保育所等の役割

特に配慮の必要な子ども達を対象とした特別支援保育や、家庭における養育力の低下等に伴う保育困難ケースへの対応をはじめ、地域における子育て力の向上を図るための子育て家庭への支援を積極的に推進していきます。また、民間保育所等との交流研修や、公・民連携による事業の実施・発信・調整などを推進し、保育の質の向上を図ります。

2 民間保育所等の役割

増大する保育需要への対応はもとより、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟な対応を図るため、延長保育や一時保育、休日保育、病児・病後児保育などを事業の柱として実施するほか、公立保育所・小学校等との連携強化を図り、保育の質の向上に努めていくこととします。

3 公立保育所等の民営化への考え方

民営化には民設民営と公設民営の方法があります。公設民営の場合、公立保育所等を譲渡又は貸与し移管する手法と、施設の運営に指定管理者制度を導入する手法があります。

公設民営の方法は、委託先や指定管理者が変更になる可能性があることから、保育所等の安定した継続運営が難しいことが考えられます。また、保育所等の施設整備費や運営費について、市の財政的負担が発生します。

民設民営の方法は、施設整備後運営事業者が変わることがないため、継続性のある園運営ができるとともに、施設整備費や運営費について国県の補助を受けられます。

以上のことから、民営化の手法としては民設民営が望ましいと考えます。ただし、民設民営化については、利用者や地域会議、関係機関と協議し進めていくこととします。

	公設民営		民設民営
	譲渡・移管	指定管理者制度	
設 置 者	市	市	民間事業者
運 営 者	民間事業者	民間事業者	民間事業者
運 営 費	市財源のみ	市財源のみ	国県市財源
施設整備費	市財源のみ	市財源のみ	国県市財源

第6章 保育所等整備方針・整備計画

1 整備の方向性

第二期計画策定にあたり実施したアンケート調査から計算した推計保育ニーズ量から目標値を設定した上で、先に述べた「保育所等整備の基本的な考え方」に基づき整備を進めます。

公立保育所等については、既存園の長寿命化を図ることで保育環境の維持に努め、将来的に統廃合や民間活力を活用し保育枠の維持、拡大に努めます。

また、子どもの安全性や良好な保育環境の早期の確保、合併後の地域間バランスに配慮し、本方針の期間を10年間と定め、その間に予定された保育所等の整備を確実に進めていきます。

2 目標値の設定

保育所、認定こども園（保育部分）への入所希望者は年々増加していますが、平成30年度までに市内の幼稚園は、全て認定こども園へ移行するとともに、定員の弾力的な運用の範囲内で児童の受け入れに努めていますが、入園手続き時期の問題などの理由により待機児童が発生している状況となっています。

しかしながら、第二期計画における今後の人口推計とアンケート調査から計算した推計保育ニーズ量では、令和6年度のニーズ量は3,297人となっており、少子化により乳幼児人口は減少するものの、社会状況の変化に伴い、入所希望者は増加していくことが予想されます。

通常保育については、この3,297人を利用定員の目標値に設定します。令和6年度の利用定員の見込みでは、3,487人となることから、現状を踏まえると十分な定員が確保できると思料できますので、定員の120%まで入所させることができるいわゆる定員の弾力化については、原則適用しないこととします。

（1）通常保育の目標値

	令和元年度 保育利用 定員数 ①	令和元年度 の 入所状況	令和6年度の 保育需要量 ②	必要な保育 サービス量 ②－①
栃木地域	1,592名	1,533名	1,610名	18名
大平地域	630名	618名	645名	15名
藤岡地域	320名	271名	320名	0名
都賀地域	207名	211名	210名	3名
西方地域	114名	115名	117名	3名
岩舟地域	392名	400名	395名	3名
合計	3,255名	3,148名	3,297名	42名

（2）その他の保育サービス目標値

		現状(平成30年度)	令和6年度
延長保育事業	利用者数	616人	646人
休日保育	実施施設数	1園	3園
病児・病後児保育	病児・病後児対応型 実施施設数	2箇所	3箇所
	体調不良児対応型 実施施設数	1箇所	1箇所
一時預かり事業	実施施設数	24箇所	26箇所

3 修繕計画（長寿命化）の設定

公立保育所等の修繕等については、先に定める長寿命化の実施方針及び「栃木市公共施設個別計画」に基づくこととしますが、保育施設の修繕計画は次の通りとします。

(1) 栃木地域

いまいずみ保育園は、耐震性はあるものの建築後38年が経過しているため大規模な修繕が必要な状況です。また、敷地は借地であり、今後、敷地南側の都市計画道路の整備進捗に伴い跨線橋が建設され、冬至の日には園庭の大部分や園舎の一部が日陰となるため、保育環境の悪化が懸念されますので、令和7年3月を目途に移転等の対応が必要となります。

くらのまち保育園は、平成29年度に竣工した新しい建物であることから、適宜修繕を行い長寿命化を図ることとします。

おおつか保育園は、平成23年度に耐震補強工事や改修工事等を行っているものの、建築後52年が経過して施設のため適宜修繕を行います。また、敷地が借地であることから、当面は維持管理を行い将来的には新築移転や統廃合が必要です。

はこのもり保育園は、複合施設として整備されていることから、長寿命化に向けた修繕については、施設管理者と連携し進めていくこととします。

施設名称	～令和6年度	～令和11年度	備 考
いまいずみ保育園	維持管理、廃園		民設・民営公募
くらのまち保育園	維持管理		
おおつか保育園	維持管理、中規模改修		屋根、外壁改修
はこのもり保育園	維持管理		

(2) 大平地域

大平西保育園は、平成21年度に竣工した比較的新しい建物ですので、適宜修繕を行い長寿命化を図ることとします。

大平南第1保育園は、建築後25年が経過していますが、平成30年度実施した建物強度調査の結果、強度の問題もなくコンクリートの状態も良好であることから定期的な修繕を行ってまいります。

大平南第2保育園は、老朽化が著しく、また永野川沿いに位置し、警報発令があると避難する必要があることから、令和2年度より園児の新規受入れを原則中止し、随時、他の保育所等に移籍することにより、令和7年3月を目途に廃園とします。

施設名称	～令和6年度	～令和11年度	備 考
大平西保育園	維持管理		
大平南第1保育園	維持管理、中規模改修		屋根、外壁改修
大平南第2保育園	維持管理、廃園		

(3) 藤岡地域

藤岡は一とらんど保育園は、平成27年度に竣工した新しい建物ですので、適宜修繕を行い長寿命化を図ることとします。

施設名称	～令和6年度	～令和11年度	備考
藤岡は一とらんど保育園	維持管理		

(4) 都賀地域

都賀よつば保育園は、平成12年度に竣工した比較的新しい建物ですので、適宜修繕等を行い長寿命化を図ることとします。

施設名称	～令和6年度	～令和11年度	備考
都賀よつば保育園	維持管理、中規模修繕	維持管理	屋根、外壁改修

(5) 西方地域

認定西方なかよしこども園は、平成11年度に竣工した比較的新しい施設ですので、適宜修繕を行い長寿命化を図ることとします。なお、敷地の一部が借地であるため、用地取得について検討します。

施設名称	～令和6年度	～令和11年度	備考
認定西方なかよしこども保育園	維持管理、中規模修繕	維持管理	屋根、外壁改修

(6) 岩舟地域

いわふね保育園は、平成24年度に竣工した新しい施設ですので、適宜修繕を行い長寿命化を図ることとします。

施設名称	～令和6年度	～令和11年度	備考
いわふね保育園	維持管理		

4 保育所等整備方針

(1) 全施設

番号	保育所等	基本方針等	設置・運営形態	定員の動向 現状 3,255 名 目標 3,297 名
現 状				3,255 名
①	いまいずみ保育園 (現定員 120 名)	○新設保育所 Ⅰ 方針：新栃木駅東部地域に保育所を 新設 Ⅱ 定員：120 名程度	民設民営を 基本とする	±0 名
②	大平南第 2 保育園 (現定員 40 名)	○保育所廃止 Ⅰ 方針：廃園 Ⅱ 定員：0 名	—	△40 名
		○既存の園での受け入れ Ⅰ 方針：大平地域周辺の民間保育所等 の利用定員増加枠を活用する Ⅱ 定員：40 名	民間活用	+40 名
③	くらのまち保育園	Ⅰ 方針：当面現状維持 Ⅱ 定員：110 名	直営	±0 名
④	おおつか保育園	Ⅰ 方針：当面現状維持 周辺保育ニーズを踏まえ、在 り方を検討する。 Ⅱ 定員：74 名	直営	±0 名
⑤	はこのもり保育園	Ⅰ 方針：当面現状維持 Ⅱ 定員：150 名	直営	±0 名
⑥	大平西保育園	Ⅰ 方針：当面現状維持 Ⅱ 定員：80 名	直営	±0 名
⑦	大平南第 1 保育園	Ⅰ 方針：当面現状維持 Ⅱ 定員：45 名	直営	±0 名
⑧	藤岡は一とらんど 保育園	Ⅰ 方針：当面現状維持 Ⅱ 定員：110 名	直営	±0 名
⑨	都賀よつば保育園	Ⅰ 方針：当面現状維持 Ⅱ 定員：125 名	直営	±0 名
⑩	認定西方なかよし こども園	Ⅰ 方針：当面現状維持 Ⅱ 定員：114 名（幼稚園部分 46 名）	直営	±0 名
⑪	いわふね保育園	Ⅰ 方針：当面現状維持 Ⅱ 定員：105 名	直営	±0 名
⑫		○既存の園での受け入れ Ⅰ 方針：民間保育所等の利用定員増加 枠を活用する Ⅱ 定員：42 名	民間活用	+42 名
目 標				3,297 名

(2) 再整備等施設

番号	内容	現状及び課題	基本方針	整備目標
①	いまいずみ保育園 の再整備	・耐震性はあるものの老朽化が進んでいる。 ・敷地が借地である。 ・都市計画道路跨線橋建設により、冬至の日には園庭の大部分や園舎の一部が日陰となる。 ・職員と送迎用の駐車場がなく、隣地を借用している。	(1) 公募による民間保育所の設置 (2) 場所は新栃木駅東部地域 (3) 民設民営 (4) 定員 120 名程度 (5) 不足する利用定員については周辺施設での受入れを促進する。	民設民営保育所の整備を行う。 また、周辺保育所等の定員増加を促進する 【目標】 令和 6 年度
②	大平南第 2 保育園 の廃園	・老朽化が著しく、隣を流れる永野川に洪水注意報が発令されると大平南第 1 保育園に避難をしている。	(1) 廃園 (2) 減少する定員については、周辺施設で受け入れる。	周辺保育所及び認定こども園の定員増加を促進する 【目標】 令和 7 年 3 月 廃園

